

## 渋川市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の居住環境の向上及び定住の促進並びに市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、市民が居住する住宅等を市内の事業者がリフォームをする場合に、予算の範囲内で渋川市住宅リフォーム促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）及び区分所有されたマンションの専有部分及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、賃貸住宅、給与住宅、別荘等の一時的に使用するもの及び売買等の営利を目的とするものは除く。
- (2) 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定めるものをいう。
- (3) リフォーム 住宅等の性能を維持し、又は向上させることを目的に、本体の修繕、改修、模様替え、設備改修、10平方メートル以内の増改築等を行う工事をいう。
- (4) 高齢者世帯 申請時に満60歳以上である者（申請日の属する年度の3月31日までに満60歳に達する者を含む。）が居住する世帯をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) リフォームする住宅等の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録がされていること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) リフォームを市内に事業所を有する法人又は個人事業主に発注すること。
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同一部分の改造又は改修について、市の他の制度による補助金等の交付を同時に受けようとする者その他市長が不適当と認める者は、補助対象者から除く。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の対象となる住宅は、新築住宅でない住宅等とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

（補助対象のリフォーム）

第5条 補助の対象となるリフォームは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根の葺替、塗装及び防水等、雨どい等の修理及び交換並びに外壁の張替及び塗装等の外装改修
- (2) 部屋の間取りの変更及び模様替え
- (3) 根太、大引等の床組補修
- (4) 床、壁及び天井の張替、塗装等
- (5) 断熱改修
- (6) 畳の取替、表替等
- (7) 建具の取付け、交換及び張替、開口部の設置等
- (8) 浴室、洗面室、便所、台所等水回りの改修
- (9) 住宅等に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、サンルーム等の設置及び交換
- (10) 給湯設備機器の設置及び交換
- (11) 照明（単に電球及び蛍光灯等の交換を除く。）、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置及び交換
- (12) リフォームに伴う給排水衛生設備、空気調和設備、電気設備、ガス設備及びオール電化設備の改修及び交換

- (13) 洪川市木造住宅耐震改修補助事業を利用して行う耐震改修に対し、その補助対象外部分を補うもの
- (14) バリアフリーとなるもの（手摺の設置、段差の解消、廊下の幅拡張等）
- (15) 敷地内のバリアフリー等（手摺の設置、段差の解消、雨除け、滑り止め、照明等の設置）となるもの（高齢者世帯に限る。）
- (16) 省エネルギー化となるもの
- (17) その他市長が認めるもの  
（補助対象外となるリフォーム）

第6条 補助の対象外となるリフォームは、次に掲げるものとする。

- (1) 別棟の車庫、物置、倉庫等の設置及び改修
- (2) 店舗、工場、事務所等の改修
- (3) 門、塀、舗装、造園、植栽等の外構
- (4) リフォームを伴わない電話、インターネット回線、防犯機器、エアコン等の設置及び配線並びに家具等の購入及び設置
- (5) 家庭用電化製品、ガス器具、石油暖房器具等の購入及び設置
- (6) 室内カーテン、ブラインド等の取付け及び取替え（カーテンレールを含む。）
- (7) シロアリ駆除その他の防虫及び消毒の薬剤散布等
- (8) 建物の新築、10平方メートルを超える増築及び改築等
- (9) 住宅の解体（リフォームに伴う部分の解体は除く。）
- (10) 下水道接続、合併浄化槽の設置等
- (11) 公共事業に伴う補償の対象となるもの
- (12) 太陽光発電システム、蓄電池システム及びそれらに付属する機器等の設置
- (13) その他市長が対象外と認めるもの  
（補助対象金額）

第7条 補助の対象となるリフォーム金額（消費税及び地方消費税を含む。）

は、20万円以上のリフォームに要した費用とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象金額の1/10とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、1,000万円とする。  
(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請をすることができる者(以下「申請者」という。)は、抽選により決定する。

2 前項の規定による抽選方法は、市長が別に定める。

3 第1項の規定により決定した者は、工事着手日の前日までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類(本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は、第5号の書類を除く。)を添えて市長に申請しなければならない。

(1) リフォーム前の状況を明らかにする写真

(2) リフォーム内容を明らかにする図面

(3) リフォームの見積書の写し

(4) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書の写し(渋川市木造住宅耐震改修補助事業と併用する場合に限る。)

(5) 市税の納税証明書(未納額のない証明用)又はこれに代わるもの

(6) 対象住宅等の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し(申請年度又は前年度のもの)又はこれに代わるもの

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、第9条第3項の申請内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書(様

式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更内容を明記した図面
  - (2) 見積書、請求書等の写し(金額が変更の場合に限る。)
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (変更交付の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合していると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(工事の中止)

第13条 補助金の交付決定を受けた者が、リフォームを中止するときは、工事中止届出書(様式第5号)に補助金(変更)交付決定通知書の写しを添えて市長に届け出なければならない。

(承継)

第14条 補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人(以下「承継者」という。)が承継することができる。この場合においては、補助金交付承継申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金(変更)交付決定通知書の写し
- (2) 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し
- (3) 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承継を認めたときは、補助金交付承継承認通知書(様式第7号)により承継者に通知するものとする。

(完了の報告)

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、リフォーム完了後、速やかに完了実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金(変更)交付決定通知書の写し
- (2) リフォーム後の住宅等の状況を明らかにする写真

(3) 領収書又は支払いが確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告内容がこの要綱の規定に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し補助金交付決定通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 前条の規定による補助金の確定を受けた者は、速やかに補助金請求書（様式第10号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助の制限)

第18条 この要綱、渋川市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（平成23年渋川市要綱）又は渋川市省エネ化等住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（平成24年渋川市要綱）による補助金の交付を受けた者及び補助の対象となった住宅等は、当該補助金の交付を受けた日から起算して10年間、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、第5条第13号に該当するリフォームを行う場合は、この限りでない。

(調査)

第19条 市長は必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消し通知書（様式第11号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金返還命令書（様式第12号）を交付し、期限を定めて支払った補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。